

(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業 環境影響評価準備書に係る答申（案）

1 全般的事項

- (1) 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）及びその周辺には「市民の森」が存在し、自然と共生というビジョンの元、設定された保全エリアや保全・回復エリア間のコリドーに該当している。また、事業区域に重要な地形である太田山・大森山東面（岩塊流（岩塊斜面を含む））が含まれる等地形・地質の観点から学術的に貴重な地域であり、事業区域の全域が県立自然公園気仙沼に指定されているほか、砂防指定地等の災害リスクの高い地域も含まれている。加えて、事業区域の一部が保安林（水源かん養保安林及び干害防備保安林）に指定されている。
- このことから、後述する個別的事項を踏まえ、事業実施による自然環境や生活環境への影響の程度を調査、予測及び評価した上で、本事業による影響を回避又は十分に低減すること。
- (2) 環境影響評価に当たっては、紋切り型の評価や各種基準との整合のみによる評価を行うのではなく、事業により生じる影響の程度を予測及び評価した上で、その程度に応じた回避・低減措置を講じること。
- (3) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。
- (4) 事業区域周辺の住民、関係自治体である気仙沼市及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら、事業を進めること。
- (5) 住居に比較的近接した風力発電機について、現在想定している風力発電機より小型のものを組み合わせる計画とした場合の予測及び評価を行い、影響の程度がより小さくなるよう機種選定および配置計画の修正を行うこと。

2 個別的事項

(1) 大気質

温室効果ガスの予測及び評価に当たっては、改変により消失する森林の二酸化炭素吸収量を、改変区域内の針葉樹林と広葉樹林の割合を踏まえて算出し直すこと。また、林齡をどのように評価したか評価書に示すこと。

(2) 騒音及び振動

イ 工事用資材等の搬出入にかかる騒音の予測及び評価について、地域類型が指定されていない地域に環境基準を準用する場合は、地域の実態を十分に踏まえること。また、資材搬送ルートを複数設け、交通量の分散を図るなど、影響の程度に応じた具体的な回避・低減措置を講じること。

口 建設機械の稼働に伴う騒音について、騒音感受性の高い人に騒音と捉えられる可能性が十分にあるレベルの増加量が予測されていることを評価書に記載すること。

ハ 風力発電機の配置計画上、住居が比較的近くに存在している箇所について、配置計画及び機種の見直しを行うこと。

なお、施設の稼働における騒音の影響について、環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年）等による評価に加え、

平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドライン等の最新の知見に基づく評価を評価書に示すこと。

(3) 地盤の安定性

イ 事業区域には、保安林や砂防指定地等が存在することを踏まえ、大雨や台風による土砂災害及び土砂流出が発生した場合には、生態系に重大な影響を及ぼす可能性を十分に認識した上で、事業を進めること。

ロ 造成工事の計画の見直しにより、切土及び盛土量を相殺し、残土処分場を設置しないこと。

(4) 動物

イ 事業区域及びその周辺において、鳥類総観察時間のマップを作成し、評価書に掲載すること。また、衝突確率の算出にあたり、本調査で実施した定点の観察時間の不均一性が、予測結果に影響を及ぼさない根拠も併せて記載すること。

ロ 事業区域及びその周辺が渡り性の猛禽類にとって主要な移動ルートでないことを根拠とともに評価書に記載すること。また、事業区域外の調査地点としてst.13を選定した理由及び他の地点を考慮する必要がない理由も併せて記載すること。

ハ クマタカの年間予測衝突数が、1号機と近接した地点で比較的高く算出されている理由を示し、既設風力発電機への衝突数も踏まえた累積的影響評価を評価書に記載の上、影響が大きいと予測される風力発電機の設置を取り止める等、その影響を踏まえた回避・低減措置を講じること。

(5) 植物

イ 重要な種の生育地の改変を可能な限り回避するよう努めること。また、改変が避けられない場合には、個体の移植や播種等の環境保全措置を講じること。

ロ 事業区域は県立自然公園内であるため、環境省「自然公園における法面緑化指針」等を参照し、造成後の法面等の緑化に当たっては地域性種苗を用いること。

なお、土砂流出等の甚大な環境影響を防止するために、種子吹付工の実施がやむを得ない場合には、使用範囲からの逸出や地域の在来種に対する遺伝子攪乱のリス

クが低い外来牧草を選定すること。また、産業管理外来種に指定されている種は管理体制が整わない限り使用しないほか、在来種は地域性種苗に限る等、十分に配慮すること。

(6) 景観

風力発電機は、誇目性の高いマッシブな構造体であることから、鉄塔の見え方による知見を準用すると過小評価となること、また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）における知見についても同様に過小評価となることを明記した上で、予測及び評価した結果を評価書に記載すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場

イ 巨大な風力発電機の設置が「市民の森」の価値に壊滅的な影響を与えることを評価書に記載し、関係市や地元住民・団体の意見を踏まえた環境保全措置を検討すること。

ロ 今後、風力発電施設の安全対策として、周辺への立ち入り制限等を実施せざるを得なくなる可能性があることを踏まえた風力発電設備等の配置計画とすること。

(8) 放射線の量

放射性物質がリター層及び土壤表層に留まっていることから、専門家の意見等を踏まえ、工事の際に生じる粉じんの具体的な拡散防止策を評価書に示すこと。